

大和郡山市官民データ活用推進計画

平成30年度 個別施策実績報告書

平成31年3月

官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

①市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化

大和郡山市では、市民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成 28 年度から、市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知(正本)の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、平成 32 年度までに同通知(正本)の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

< KPI (評価指標) >

市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化の実現

< スケジュール >

平成32年度までに市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化の実現

平成 30 年度実績報告

平成 30 年度市民税特別徴収税額通知において、電子申告を利用している事業所に対し、通知の副本データ(正本と同一内容のデータ)のオンライン送信を実施した。

事業所数：2,799 件 納税義務者数：11,683 人

平成 32 年度までに、希望事業所に対し、同データに電子署名を付した正本データのオンライン送信を実施する予定。

②図書館関連業務に係る電子化の取組

図書館では、市民が生涯にわたり、読書意欲や知的好奇心を満たすことができるように多様な資料を収集し提供するほか、読書の魅力や郷土の歴史を再認識する講演などを開催し、情報発信にも力を入れている。しかし、近年、時間的な制約やスマホやタブレットなどの電子機器の普及により働き盛りの世代で図書の貸出が伸び悩んでいることから、図書館利用の効率化等利便性の向上が求められている。これらの課題を解決するためにWebによるオンライン予約機能の充実やマイナンバーカードやスマホによる貸出返却の簡素化を進めるほか、郷土資料のデジタルアーカイブ化を行い、Web上で閲覧できるように電子化を推進し、図書館利用の促進に繋げる。

< KPI >

「あなたの声をお聞かせください」 ご意見箱による図書館利用者満足度
年間図書館利用者数

<スケジュール>

平成 30 年度までにオンライン予約機能の提供

平成 34 年度までにデジタルアーカイブ資料の提供

平成 34 年度までにマイナンバーカードを図書館カードとして利用

平成 30 年度実績報告

利用者満足度・年間図書館利用者数

貸出者数、貸出冊数をもって KPI 及び実績報告とする。

平成 29 年度貸出者数：133,672 人

平成 29 年度貸出冊数：434,583 冊

オンライン予約機能の提供について

達成済み

平成 30 年度取り組み

デジタルアーカイブ提供予定の資料の電子化を進めている。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

< KPI >

オープンデータ公開件数

< スケジュール >

平成 32 年度までに推奨データセット 14 件の公開を達成

平成 30 年度実績報告

平成 30 年 6 月に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が示す、「推奨データセット」（オープンデータの公開とその利活用を促進するため、公開することが推奨されるデータセット）14 中、13 データセットを本市ホームページにて公開し、同年 7 月に本市白地図を公開した。

その後、政府 C I O ポータルのオープンデータページ「オープンデータ取組自治体一覧」及び「オープンデータ取組自治体マップ」、また、データカタログサイト DATA.GO.JP の「地方公共団体データベースサイト一覧」、さらに奈良県カタログサイトへ登録した。

ただし、「イベント一覧」については、多部署に及び、ホームページ更新頻度が多く発生することが予想されるため、次年度、参加予定人数 500 人以上等により条件付きで公開することを検討している。

【データセット名】

1. AED 設置箇所一覧
2. 介護サービス事業所一覧
3. 医療施設一覧
4. 文化財一覧
5. 観光施設一覧
6. イベント一覧
7. 公衆無線 LAN アクセスポイント一覧
8. 公衆トイレ一覧
9. 消防水利施設一覧
10. 指定緊急避難施設一覧
11. 地域・年齢別人口一覧
12. 公共施設一覧
13. 子育て施設一覧
14. オープンデータ一覧

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

① コンビニ交付サービスの導入及び発行証明書類の拡大

大和郡山市では、市役所のほか、支所及び商業施設でも住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行サービスを提供している。特に商業施設では土日開庁も行っている。しかし、支所及び商業施設では税証明の発行を行っておらず、また、平日仕事をしている方が利用する場合には、休暇を取得してもらうなど、市民の負担となってきた。

上記の課題を解消するため、マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスの導入に取り組み、市民の利便性向上を図る。

< KPI >

各種証明書類に係るコンビニ交付サービスの導入
コンビニ交付サービスで発行できる各種証明書類の種類
コンビニ交付サービスによる各種証明書類の発行率

< スケジュール >

平成30年度までに主要なコンビニでコンビニ交付サービスを開始
平成34年度までにコンビニ交付サービスによる発行率10%を達成

平成30年度実績報告

稼働日：平成30年4月1日

各種証明書類の種類：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書（全部事項証明書・個人事項証明書）、戸籍の附票の写し、課税（非課税）証明書、所得証明書

コンビニ交付サービスによる発行率：平成31年1月31日現在 1.00%
(計70,457部中コンビニ702件)

【内 訳】

- ・住民票 1.18% (計28,266部中コンビニ336部)
- ・印鑑登録証明書 1.08% (計18,320部中コンビニ198部)
- ・戸籍証明書 1.12% (計9,570部中コンビニ107部)
- ・戸籍の附票の写し 0.24% (計1,240部中3部)
- ・課税（非課税）及び所得証明書 0.44% (計13,061部中コンビニ58部)

② マイナンバーカードの取得率及び市民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、大和郡山市のほか、国や県が開催する各種イベントにおいて、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、市民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、大和郡山市では、マイナンバーカードを活用して市民の利便性や地域の活性化を図るため、国が平成 29 年度中に実施するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を実施する。

< KPI >

マイナンバーカードの普及率

マイキープラットフォームへの参加

< スケジュール >

平成 34 年度までにマイナンバーカード普及率 20 % を達成

平成 34 年度までにマイキープラットフォームへ参加

平成 30 年度実績報告

マイナンバーカード普及率：平成 30 年 1 月 31 日時点 16.2 % (人口 87,222 人、交付 14,103 枚)

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

公式サイト改修への市民参加の取組

大和郡山市では、公式サイトの改修時期を迎えているが、現在のサイトは構築から8年が経過しており、各種ブラウザとの互換性やユーザビリティにも問題を抱えている状況である。現在、Web サイトは市民生活に欠かせないツールとして認識されており、その利便性の向上は喫緊の課題となっている。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、本市 Web サイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省 2016 年版）に基づき JIS 規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

< KPI >

本市 Web サイトの JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA への準拠

< スケジュール >

平成 34 年度までに本市 Web サイトを JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

平成 30 年度実績報告

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省 2016 年版）に基づき、JIS 規格に準拠するよう改善を図るため、民間企業のアクセシビリティ検査（総務省が開発したアクセシビリティ評価ツール「miChecker」のオープンソースを使用して出力される検査項目に加え、ページタイトルの重複、リンク切れ等の検査）を活用し改善に取り組んだ。

また、技術面・運用面で達成困難な部分等については、本市 Web サイトの更新を行うことにより改善をはかるために、県下他市の状況把握・職員の研修派遣・見積徴収等を行い、平成 34 年度までに本市 Web サイトを JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA へ準拠させるため経済的な部分も含め検討中である。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

① 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、システムの次期更新時である平成 32 年度に他の団体とクラウドを共同利用することを想定し、共同化に当たっての議題を整理・検討するとともに、他団体との調整を行うことで、既存クラウドの共同化の規模拡大を進め、それによる業務の効率化等に寄与する。

併せて、クラウドを導入する対象業務の拡大についても検討を進め、更なる業務の効率化を促進する。

< KPI >

クラウドのグループ規模の拡大
クラウド対象業務の拡大

< スケジュール >

平成 30 年度までにクラウドを導入する対象業務の拡大について整理・検討
平成 31 年度までに既存クラウドのグループ規模の拡大に当たっての課題を整理・検討

平成 32 年度に既存クラウドの共同化を実現（予定）

平成 32 年度にクラウドを導入する対象業務を拡大（予定）

平成 30 年度実績報告

平成 32 年 9 月 30 日に基幹系システムの契約終了を迎えるに当たり、次期基幹系システムの更改について検討し、方針を決定した。

規模の拡大：他団体から共同調達の提案があったものの、種々検討した結果、平成 30 年 12 月 18 日に本市のクラウドへの参加を逆提案。

対象業務の拡大：平成 31 年 10 月頃契約、導入当初 20 業務、現在 27 業務、更新時 35 業務を予定。

【経緯】

平成 30 年 4 月 5 日 職員へ次期更新調査を実施。

5 月 1 日 他ベンダー及び現ベンダーへ RFI 実施。

10 月 12 日、15 日 他ベンダーによるデモ実施。

10 月 31 日、11 月 15 日、12 月 18 日 他団体と共同化会議開催。

11月 1日 現ベンダーへ見積額の再考を依頼。

12月 27日 現ベンダーとの基幹系システムの更新を条件付きで認める。

1月 16日 市長案件として、市長自ら現ベンダーと交渉。

職員への次期更新調査、他ベンダーによる RFI・デモ、先進地（特に、おうみ自治体クラウド）の年間システム経費、他団体からの自治体クラウド（共同調達）の提案、現ベンダーとの交渉結果等、種々検討した結果、サービスレベルを落とさず、企業努力により「本市の求める重要事項一覧を契約書に入れること」及び「業務数が増加しても現支払額以内とすること」を条件に、現ベンダーとの契約を更新する方針となった。

<重要事項一覧>

1. 具体的な情報提供、他団体へのアピール、場の提供、参加しやすい提案及び金額など、自治体クラウドの参加団体を増やすことに努めること。
2. 制度改正に伴う改修経費は、補助金がある場合を除き、別途費用は発生しない。また、補助対象の場合はその基準額内で請求をすること。なお、補助金とは名称の如何を問わず類似のものを含み、交付税による財政措置は補助金には該当しない。
3. OS、Office、アンチウイルスソフトの更新について、自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを利用するなど対策を講じること。
4. 個人情報保護評価の実施にあたり、毎年度一回、対象人数を情報政策部門へ報告すること。
5. 中間標準レイアウトからのデータ移行やそれ以外に必要なデータ移行経費は別途発生しないこと。また、システム更改時にはテストを含めて最低3回データ抽出を実施し、最新の中間標準レイアウトに変換すること。そのすべての経費は別途発生しないこと。
6. データ連携については、地域情報プラットフォーム準拠登録製品を導入し、別メーカー製品等で必要な場合には積極的に利用し、データ連携をする必要が発生した場合には、その経費は別途発生しないこと。

【課題等】

- ・システム経費は非常に高額なため、契約締結までは少しでも有利になるよう、さらに交渉を続けたい。
- ・本市導入パッケージ等を紹介し、他団体の参加を呼びかけ、事務の標準化（共通化）を図りたい。

②地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のための API も規定しており、80 %を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成 28 年 4 月 1 日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

< KPI >

地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

<スケジュール>

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

平成 30 年度実績報告

現基幹系システムでは、調達仕様書に「地域情報プラットフォーム準拠登録製品の導入」を記載したものの契約書には記載しなかったため、次期更新時には下記要件を契約書にも記載する。なお、現ベンダーからは承諾済み。

「データ連携については、地域情報プラットフォーム準拠登録製品を導入し、別メーカー製品等で必要な場合には積極的に利用し、データ連携をする必要が発生した場合には、その経費は別途発生しないこと。」

③中間標準レイアウト仕様の活用

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めたレイアウト仕様である。

今後、自治体のクラウド化等のシステム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うことを必須とする旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックインを回避し、最適な製品の選定、システムコストの削減を実現する。

< KPI >

中間標準レイアウト仕様の調達仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数（現在の業務数 23））

中間標準レイアウト仕様によるデータ移行の実施率（データ移行を行う際中間標準レイアウト仕様を活用した業務数／中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数（現在の業務数 23））

< スケジュール >

システム更改時に順次、中間標準レイアウトを用いたデータ移行について調達仕様書に記載するとともに、同仕様を用いたデータ移行を実施する。

平成 30 年度実績報告

現基幹系システムでは、調達仕様書に「データ移行時には中間標準レイアウトを利用すること」と記載したものの契約書には記載しなかったため、次期更新時には下記事項を契約書にも記載する。なお、現ベンダーからは内諾済み。

「中間標準レイアウトからのデータ移行やそれ以外に必要なデータ移行経費は別途発生しないこと。また、システム更改時にはテストを含めて最低3回データ抽出を実施し、最新の中間標準レイアウトに変換すること。そのすべての経費は別途発生しないこと。」

④統合型 GIS 導入の推進

現在個別に導入している GIS を一つの環境に再構築することで、導入費・保守費等のコストを削減するとともに、システム間のデータ連携を容易にし、GIS 未導入部署へも利用対象を広げることで、業務の効率化をめざす。そのため、各個別型GISの再構築時に、徐々に統合型GISへと切り替えることを推進する。

実現にあたっては、庁内情報共有型の統合型GISを核として、必要なオプション機能を追加することで、専門性の高い個別型GIS としての機能を果たせる。

< KPI >

個別 GIS から統合型 GIS への切替数
統合型 GIS の利用部署数

< スケジュール >

平成 30 年度までに個別 GIS 及びその他地図情報の利用部署の調査及び課題の整理・検討

平成 30 年度までに統合型 GIS のデモの実施

システム更改時に統合型 GIS を推奨し、平成 34 年度までに統合型 GIS の導入を実現（予定）

平成 30 年度実績報告

【調査結果】

①H29. 10. 25奈良県内他市導入状況調査を実施。

②H29. 10. 25本市各課調査を実施し、H30. 2. 20, 21ヒアリングを実施。

固定資産税係、市民安全課、都市計画課、総務課（管財係）、管理課、農業水産課、農業委員会、業務課、工務課、下水道推進課で個別に導入。
※管理課は道路地図でGISとは異なる。

③H30. 9. 28 個別型GISを廃止し、統合型・公開型へ移行した鳥取市を手がけたベンダーによるデモを実施し、先進事例の周知に努めた。

④将来的には、都市計画課（開発申請図書管理システム・屋外広告物システム・都市計画システム）、管理課（道路台帳システム）、固定資産税係（固定資産システム）、総務課（管財係）（公有財産台帳システム・街路灯管理システム）、市民安全課（要援護者管理システム）、清掃センター（集積場管理システム）において、統合型GISへの移行が可能と思われる。

スモールスタートとして、まずは都市計画課で使用しているバラバラの3

つのシステム（開発申請図書管理・屋外広告物・都市計画）を統合するため、市長ヒアリングを得て、システム構築系については都市計画課にて、全庁的ネットワーク系については情報政策部門にて、平成31年度予算要求を行ったが、結果、確保できず。

【課 題】

- ・各システムの導入時期が異なり、また、使い慣れたシステムからの変更となるため、職員への統合型 GIS への理解と協力が必要となる。
- ・財政上の課題がある。